

平成29年8月

定例教育委員会会議

会議録

平成29年8月10日開催

# 会 議 録

開催日時	平成29年8月10日(木)	午後2時	開会																																				
		午後4時28分	閉会																																				
場 所	旭川市教育委員会 会議室																																						
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣																																					
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">野崎 幸宏</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">大鷹 明</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>田上 和敏</td> <td>社会教育部次長</td> <td>松田 嗣敏</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>山川 俊巳</td> <td>社会教育課長</td> <td>樽井 里美</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>林上 敦裕</td> <td>文化ホール担当課長</td> <td>八木 治樹</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>佐々木 康成</td> <td>社会教育課主査</td> <td>安田 智子</td> </tr> <tr> <td>教育指導課主幹</td> <td>菅藤 真由美</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学務課課長補佐</td> <td>森松 知子</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主査</td> <td>秋元 秀夫</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学務課</td> <td>坂田 太郎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	野崎 幸宏	社会教育部長	大鷹 明	学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	松田 嗣敏	学校教育部次長	山川 俊巳	社会教育課長	樽井 里美	学校教育部次長	林上 敦裕	文化ホール担当課長	八木 治樹	教職員担当課長	佐々木 康成	社会教育課主査	安田 智子	教育指導課主幹	菅藤 真由美			学務課課長補佐	森松 知子			教育指導課主査	秋元 秀夫			学務課	坂田 太郎		
		学校教育部長	野崎 幸宏	社会教育部長	大鷹 明																																		
学校教育部次長	田上 和敏	社会教育部次長	松田 嗣敏																																				
学校教育部次長	山川 俊巳	社会教育課長	樽井 里美																																				
学校教育部次長	林上 敦裕	文化ホール担当課長	八木 治樹																																				
教職員担当課長	佐々木 康成	社会教育課主査	安田 智子																																				
教育指導課主幹	菅藤 真由美																																						
学務課課長補佐	森松 知子																																						
教育指導課主査	秋元 秀夫																																						
学務課	坂田 太郎																																						
事務局員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">教育政策課主査</td> <td style="width: 33%;">中村 星子</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育政策課</td> <td>阿部 由里夏</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>高野 由布紀</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	教育政策課主査	中村 星子			教育政策課	阿部 由里夏			同	高野 由布紀																												
教育政策課主査	中村 星子																																						
教育政策課	阿部 由里夏																																						
同	高野 由布紀																																						
傍聴者	0人																																						
公開・非公開の別	一部非公開																																						
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 会議録署名委員</li> <li>3 前回会議録</li> <li>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 平成29年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について</li> <li>・議案第2号 旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第3号 平成30年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について</li> <li>・議案第4号 旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命について</li> <li>・報告第1号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について</li> <li>・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について</li> <li>・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について</li> <li>・議案第2号 平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について</li> </ul> </li> <li>5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活・学習Actサミットの開催結果について</li> <li>(2) 平成30年旭川市成人を祝うつどいの開催について</li> <li>(3) 平成29年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について</li> </ol> </li> </ol>																																						

- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成29年8月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、杉山委員、本田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成29年4月定例教育委員会会議（平成29年4月21日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p>
各 教 育 員 長	<p>御意見がありませんので、平成29年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成29年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 教 育 員 長	<p>なお、平成29年5月定例教育委員会会議（平成29年5月23日開催）、平成29年6月定例教育委員会会議（平成29年6月6日開催）及び平成29年7月定例教育委員会会議（平成29年7月19日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成29年5月定例教育委員会会議、平成29年6月定例教育委員会会議及び平成29年7月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第3号「平成30年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、議案第4号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（3）「平成29年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」及び平成29年7月19日付け提出の議案第2号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「平成30年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、議案第4号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命について」、報告第1号「旭川市教育委員会事務局職</p>

員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（3）「平成29年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」及び平成29年7月19日付け提出の議案第2号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第1号「平成29年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、説明願います。

林上学校教育部次長

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年行うこととされており、本年4月の定例教育委員会会議におきまして、その実施方法について御決定いただいた後、学校教育部と社会教育部が、それぞれ作業を進めてまいりましたが、別冊のとおり作成いたしましたので、評価手法及び評価結果、学識経験者の意見と教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

まず、「学校教育基本計画」に基づく、点検・評価についてですが、評価手法につきましては、「学校教育基本計画」を構成する四つの「成果目標」における、成果指標それぞれについて、平成28年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、さらに、「未達成」の指標については、平成27年度の実績値との比較を示しております。なお、18ページ、基本目標3「豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進」の成果指標3「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合の増加」については、昨年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の調査項目から削除されたことから、成果指標の数がこれまでの39から小・中学校分の2項目減となった37に変更となっております。

また、「基本施策」における「主な取組」では、具体的に取組内容を記述し、「今後の課題と改善に向けた方向性」では、評価指標や施策事業の進捗状況などを踏まえた上で、今後、必要とされる取組を記述しております。

評価結果につきましては、37の「成果指標」の達成状況は、「達成」が15、「未達成」が22となっており、「未達成」のうち平成27年度の実績値より向上したものが9、低下したものが13となっております。

次に、「社会教育基本計画」に基づく点検・評価です。

平成28年2月に「社会教育基本計画」を策定し、基本理念を「主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす」「地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育む」として、この理念を達成するために五つの基本目標を掲げ、「基本目標」ごとに、目指すべき状況である「成果目標」を設定しております。この「成果目標」を数値で客観的に状況を把握するため、「成果指標」を設定しております。

なお、点検・評価の構成及び記載方法につきましては、学校教育部と同様となっております。

41の「成果指標」の達成状況は、「達成」が23、「未達成」が18となっており、「未達成」のうち平成27年度の実績値より向上したものが3、低下したものが15となっております。

次に、「学識経験者の意見」でございます。57ページにありますとおり、市内大学のお二人に依頼し、当報告書への意見をいただき掲載するとともに、意見に対する教育委員会の考え方を併せて掲載しております。

お二人の方からは、総合教育会議は、今後も、市長と連携を図るための有意義な会議として継続してほしい。学校教育基本計画に基づく点検・評価については、今後の課題と改善に向けた方向性は適切であるなどの意見のほか、学校関係者や地域住民が喫緊の課題であると感じる教育活動について、重点的に対応するという旭川市独自の教育政策があって良いと考え

るなどの意見がありました。社会教育に関しては、掲載されている数値が必ずしも事業の意図を反映したものになっていないのではないかと。リピーターの多い事業の利用者の動向の分析や、想定を大きく超える参加者があった事業等、好評を得た事業を分析することで、今後の事業の方向性のヒントが得られるのではないかと。休日に開催される父親も参加できる家庭教育に関する事業や、学生ボランティアを活用した各世代が相互に参加できる事業、充実した高齢者の学習機会の提供などが評価できるなどの意見をいただきました。

今後、評価結果や学識経験者の意見を踏まえ、教育行政の改善に向け検討していくとともに、次年度の教育行政方針に反映させてまいりたいと考えております。

本日の会議で御審議いただきまして、決定した報告書につきましては、議会へ提出し、経済文教常任委員会で報告するとともに、ホームページに掲載するなど、広く市民へ公表してまいります。

教 育 長 議案第1号「平成29年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、御意見、御質問等がありますか。

本 田 委 員 年を追って目標に近づくというのは、調査する上で大きなめあてにはなると思うものの、経年が過ぎれば過ぎるほど、目標値は高くなり、その数値に近いかわ低いところでとどまってしまう調査もあるので、1年で下がったのでうまくいかなかったという評価ではなく、なぜ下がらなくてはいけないのかということの考察が必要になるのではないかと思います。

学校教育の結果を見ると、未達成が案外多かったです。回答した各学校に対して、数値が下がったのは手を抜いたから、何かできなかったのか、頑張っていないのではないかとというような誤解が生まれないようにしてほしいです。

どうしても成果主義で、100%に近づくということはあるのですが、100%でなくてはいけないということにはならない場合もあるのではないかと思います。

教 育 長 これを受けてどうですか。

林上学校教育部次長 点検・評価報告書の中にグラフがありますので、下がっているのが非常に目に付くのかと思います。9月に開催されます決算の議会に併せて、この報告書を議会に提出してまいります。これを基に質疑も行われますので、そういったことも踏まえながら、我々も答弁を考えていければと思っております。

杉 山 委 員 点検の結果もそうなのですが、ここに書いてある、各部署の「今後の課題と改善に向けた方向性」をしっかりと取り組んでいくことが大切だと思います。

教 育 長 社会教育も数値が結構下がっています。

社会教育部長 社会教育は今年度から指標を出して、達成、未達成という評価方法になりましたが、やはり未達成というのはありますし、なかなかうまく数字を増やしていけていないというところは正直あります。

教 育 長 施設などが古くなればなるほど難しくなっていくということもありますよね。

社会教育部長 はい。そこを何とか中身で補っていきたいと思っています。

本 田 委 員 グラフの作り方にもよります。特に社会教育を見ると、数値としてはさほど変わっていないはずですが、急角度で下がっているからということもあると思います。

社会教育部長 どうしても狭い範囲にグラフを入れようとするので急角度になってしまいます。

杉 山 委 員 先日、科学館のプラネタリウムに行って、妖怪ウォッチの特別上映を拝見してきましたけれども、夏休みに向けて、いろいろなイベントを考えて努力していると感じました。

教 各 教	育 委 育	長 員 長	他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第1号「平成29年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号「平成29年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、原案どおり決定します。 次に、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。
教職員担当課長			本件は、平成29年4月1日から、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則で規定する場合にあっては、同規則に定める3時間45分の勤務時間の割振り変更ができることとし、4時間と3時間45分の割振り変更を同じ日に行うことによって、1日の週休日とすることができるようになったものです。 本市におきましても、同様の取扱いとするため、旭川市立学校管理規則の一部を改正しようとするものです。 なお、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定する場合は、対外運動競技等における児童・生徒引率業務、これ以外の児童・生徒引率業務、学校行事（学校祭、修学旅行等）に関する業務、授業及びそれに付随する業務の4業務でございます。 なお、3ページに新旧対照表がございますので、こちらを御参照ください。
教 各 教	育 委 育	長 員 長	議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 異議ありません。
教 各 教	育 委 育	長 員 長	「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。 次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。
林上学校教育部次長			平成29年7月8日付けから平成29年7月13日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。 内容といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が2名となっております。
教 各 教	育 委 育	長 員 長	報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。 異議ありません。
教 各 教	育 委 育	長 員 長	「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
			《 報告事項 》
教	育	長	それでは、報告事項に入ります。

報告事項（１）「生活・学習 A c t サミットの開催結果について」、報告願います。

本サミットは、旭川市中学校連盟生活部と教育委員会が、関係団体等の協力の下、市内中学校の生徒会役員を中心に、より良い生活や学習の在り方について、専門家等の意見などを参考にしながら、生徒自らが意見交流するなどして協議を行っており、昨年度に引き続き、本年度で２回目の開催となりました。

当日は、近藤委員と教育長にも御参加をいただきましてありがとうございました。教育委員会としては、本サミットの取組を通じて、３点、１点目は生徒自らが「いじめの問題」など、生活や学習の在り方について考え、主体的に取り組む、２点目は教育関係者が生徒の意見や考えを知ることにより、生徒と一体となって取り組む、３点目は生徒会が校区小学校の児童会に働きかけることにより、小中学校が連携して取り組むことなどの成果を期待しているところでございます。

本年度のサミットの開催結果としては、資料１を御覧ください。本サミットは６月２１日に行われた、中連生活部の６月研修会の協議内容を踏まえ、７月２７日、東陽中学校を会場に、いじめの問題をテーマに、中連生活部の夏季研修会の一コマをお借りして行いました。

いじめの問題については、生徒自ら考えて行動することが大切であり、そのような自主的な活動や取組を教員や保護者、教育関係者などの大人がしっかりと支援することが重要と考えております。したがって、本サミットでは、生徒の視点で教育委員会が発行した「学校いじめ防止基本方針（子ども版）」を基に、協議を行うことを通じて、自校はもとより、小中学校が連携したいじめの問題に関する取組の充実を図ることを目的といたしました。

協議の内容ですが、自校あるいは本市の小中学校からいじめをなくすために伝えたいことや取組は何か、校区からいじめをなくすために小学校と連携したいじめの問題の取組を行う上で大切にしていきたいことの２点について、参加した生徒と専門家を１５のグループに分け協議し、全体交流を行いました。

資料２を御覧ください。参加者についてですが、市内の中学校２３校から生徒会役員６０名、生徒会担当教諭２４名に加え、参加協力者として保護者の代表や弁護士、臨床心理士などの専門家など、１６の関係団体等から１６名でございました。

今回のサミットで話し合われた主な協議内容ですが、資料３にまとめました。１ページ目はいじめをなくすために伝えたいことや取組、２ページ目は小学校と連携したいじめの問題の取組を行う上で大切にしていきたいことについてです。この内容については、この協議のまとめとして、当番校を通じて各中学校に送付いたします。各中学校は、このまとめを踏まえ、自校の「学校いじめ防止基本方針（子ども版）」を見直すなど、生徒会を中心とした自主的な取組の充実につなげること、校区の小学校児童会と連携した取組を広げることについて期待をしているところです。

なお、１２月に開催予定の中連生活部研修会においては、このまとめを踏まえた取組について各学校の生徒会代表者から意見、考えを交流するというようになっております。

今後になりますけれども、この生徒の意見や考えなどを、本年度作成いたしました「学校いじめ防止基本方針（子ども版）」に取り入れ、本年度中に見直しを図ってまいりたいと考えております。サミットですけれども、次年度以降についても継続する予定でありまして、本市の児童生徒が自らの生活や学習について考え、行動するなど、子どもたちの自主的な取組について、今後も支援に努めてまいります。



見、御質問等がありますか。

近藤委員

近藤委員は参加してみてどうでしたか。

参加させていただいて、子どもたちが一生懸命で真剣に考えていて、とても意義のあることだと思いました。私のグループでは、いじめとはどのようなことかですとか、いじめをなくすためにどういう取組をしたら良いかという協議の中で、いじめられている方にも原因や問題があるという意見があり、とても驚きました。協議の最後に幾つかのグループを指名し、発表した中でも、いじめられている方にもという、同じ意見がありました。今の中学生はいじめは良くないことは理解していると思いますが、学校では先生方がどういうふうに指導されているのですか。

山川学校教育部長

いじめはいかなる理由があったとしても絶対にしてはいけないと、学校としては強く指導していると思いますし、実際に全国学力・学習状況調査の結果を見ても、本市の場合95%以上はいじめは絶対に許さないと回答しています。今回は参加した生徒が本音で話し合う場なので、議論の中では、こういうことも出てくるのかと思います。公の場で言葉になって外に出ると大変なことになるのですが、そういうことではなくて、話し合いが良い形で落ちているからこそ、子どもの本音の部分が出ているのかなと思いました。ただ、それを学校として、それは仕方ないですとか、いじめられている方にも原因があるという指導はしていないと考えております。

近藤委員

きちんと分かっているとは思いますが、子どもたちの世界というのがあると思うので、子どもたちがこれからどう考えるのかというのが大事なのかなと思いました。

山川学校教育部長

心のコアな部分の問題だとは思いますが、いじめられている子といじめている子の構図がずっと変わらないわけではなく、いじめられている子がいじめる側に回ったりというやりとりが常に起きている中で、子どもの感覚として、ある部分ではあなたも悪いじゃないかという考え方が出てくることがあるのだと思います。その場面を切り取るのはとても難しいと思うので、子どもたちもきっと悩みながら、どう取り組むのが良いのかを考えてくれたと思いますし、そのことを子どもの中で消化しきれていない、それだけ難しい問題がいじめに関わる問題なのだと、子どもたちの意見を聞きながら感じたところです。

近藤委員

いじめの問題の根底にあるものの一つとして、子どもの貧困問題もあるのではないのでしょうか。その場合、子どもだけではどうしようもなく、いじめの対象になる場合があるのかもしれませんが。教育委員会だけではなくて、市全体で保護者の方へのケアが必要ではないかと感じました。

本田委員

学校規模で「学校いじめ防止基本方針」が作成されたので、これからは、学級においていかならないと思いません。学校ではこういうものがありますよと幾ら言ったところで、学級で扱われていないとなると、単なる文書でしかなくなるので、これからは学校全体が基本方針を認識したら、学級へ、最後はグループに落としていきましょうぐらいの勢いをもって進めて行かないと思いません。先ほどの話にありましたけれども、いじめられている方に原因があるという意見が出たときに、生徒たちから「そうだよね」という答えではなく、「違うだろう」という答えが返ってくれば嬉しいなと思います。「そうだよね」という子がいたとしても、「違うだろう」と言える子が育ってくれることを望みたいと思います。それは大人が決めたルールだからではなくて、自分もいじめたし、いじめられたこともあるなどの話ができる子になってくれれば痛みも分かってくると思います。せっかくこのサミットがあって、教育委員会であれほど丁寧な資料を作ったものが、学級に落ちなければ、子どものためにならないので、是非今後は、この資料が提示されることを通して、各学級や各グループと、個に落ちる話となっていくことを望みたいと思います。

一朝一夕にこの問題が解決になるなら苦労はしていませんが、これまで

もずっと続いていたけれども、いい加減にもうこの辺でやめようということ子ども自身が分かる、そして近藤委員が言われたように、子どもだけでは責任を負えないので、やはり家庭環境や大人の社会でも同じようなことが行われていることの歯止めをする勢いで進めないとならないと感じます。このサミットの取組自体は画期的なことで、各学校の生徒会役員とはいえ、生徒同士が話し合う機会はなかったわけですから、今後これがますます前に進むことを、加えて近藤委員から指摘のあった内容について、友達や子ども同士で言い合えるようにということを出川学校教育部長は言ったのだと思います。

山川学校教育部長

小学校との連携では、中学校の取組を小学校に伝える必要があります。いずれ中学校に入学してくるわけですから、9年間を見通してどのように育てるかという視点を、小中連携の会議などでこういった資料を提示して話し合う機会があったら、なお良いと思います。貴重な資料だと思いますので、学力だけではなくて、こういったことも連携していかないとはいけません。

5月の段階で、小学校長会と小中学校教頭会にこの話をさせていただいています。生徒会と児童会の交流ということで準備も必要で、昨年度はうまくいかなかったのですが、そこについても工夫していただくという話をしています。

本田委員

神居中学校の校区では話を持ちかけたということも聞いていたので、動き出しているのではないかと思います。これは広げることが何よりではないかと思います。

教育長

今回のサミットを通じて、いじめというのはどこの学校でもあるというのが前提で、いじめられる方が悪いという考え方があるという生の声から、実態把握をして知っておくことが必要だと思いますし、そういった考え方を乗り越えられるようにすることが大切です。このような議論を子どもたち同士で進めていく中で、本田委員の言われたように「違うだろう」と言える子が育っていくような気がします。こういう深いところからの議論がこのサミットを通じてできたというのが、大きな成果なのかなと思いますし、いじめの問題の課題把握と改善にもつながる部分があると思います。それをどうやって学校に戻していくかという部分については、小中連携や、学校訪問等でそれなりに浸透していくと思います。

各委員  
教育長

他に御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(1)「生活・学習Actサミットの開催結果について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(2)「平成30年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、報告願います。

社会教育課長

平成30年旭川市成人を祝うつどいにつきましては、例年どおり、実行委員会を組織しまして、つどいの企画、運営を行うこととし、市内の企業に加え学生自主組織はしっくすへ推薦を依頼したところ、昨年より6名多い、新成人15名の推薦をいただき、15名で実行委員会を構成したところとあります。今年も、JAあさひかわ、はしっくすからも推薦をいただいたことで、昨年度の課題としてありました、実行委員の構成員の固定化という部分が少し解消されたところです。

第1回目の実行委員会は7月に開催いたしました。その中では、実行委員長などの役員や、各委員の役割を決定したほか、事業計画についても協議をし、「平成30年旭川市成人を祝うつどい」事業計画概要を決定したところとあります。

開催日時につきましては、成人の日当たる平成30年1月8日(月)に午前と午後の2部に分けて、午前は11時、午後は2時から、旭川市民文化会館大ホールで行います。

		<p>また、主催につきましても、これまでと同様に、旭川市成人を祝うつどい実行委員会、旭川市、旭川市教育委員会の3者によることとなっております。</p> <p>当日の次第についてであります。昨年同様、開会、オープニング、実行委員長の挨拶の後、旭川市長のお祝いのご挨拶、来賓・主催者の紹介、20歳のメッセージと続き、アトラクションとしてステージイベントを行い、閉会となります。また、エンタランス等では催事を計画しております。</p> <p>これらの具体的な内容につきましては、今後、実行委員会の中で検討していくこととしております。</p>
教 育 長		<p>報告事項(2)「平成30年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 長	教 育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(2)「平成30年旭川市成人を祝うつどいの開催について」は、報告を受けたこととします。</p>
		<p>《 そ の 他 》</p>
教 育 長	長 員 員	<p>他に、何かありますか。</p>
各 委 員 長	事 務 局 職 員	<p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
		<p>《 秘 密 会 》</p>
教 育 長	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>【議案第4号、報告第1号、報告第3号及び報告事項(3)については、非公開】</p>
教 育 長	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(社会教育部事務局員退室、教育指導課事務局員入室)</p>
教 育 長	長	<p>再開いたします。</p> <p>平成29年7月19日付けで提出されております議案第2号「平成30年度から使用する旭川市立小学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」を議題としたいと思っております。</p> <p>前回の教育委員会会議の確認等しながら進めたいと思っております。</p> <p>道徳については、教科書の見本本として送付があったのは8者で、前回7月19日開催の定例教育委員会会議において、採択方針等の確認の後、旭川市教科書調査委員会による専門的な調査研究の結果の報告と質疑を行ったところです。その後、会議の進め方を協議しまして、平成27年度、前回の採択同様、絞り込みを行うことで一致をしたところです。その中で、前回の審議の結果、教育出版、光村図書、日本文教出版及び学研教育みらいの4者を最終審議の対象とすることで仮決定したところです。</p> <p>改めてお聞きしますが、その他に追加で審議の対象としたい発行者はありますか。</p>
各 委 員 長	教 育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、教育出版、光村図書、日本文教出版及び学研教育みらいの4者を対象として審議を行い、この中から1者を採択いたします。</p> <p>本日は、4月21日開催の定例教育委員会会議における旭川市教科書調査委員会委員の選任方法から始まった一連の教科書採択に当たる、最も重要な審議になるかと思っております。</p>

各 教	委 育	員 長	<p>経過をもう一度言いますけれども、各委員には5月17日に教科書見本本66冊を御自宅に配付をさせていただき、そこから3か月にわたる読み込みや調査委員会による専門的な調査研究の結果の報告、北海道教育委員会の採択参考資料、国や北海道教育委員会の通知、それから各種団体の要望、教科書展示会来場者意見書など膨大な資料に熱心に目を通していただいたことに、改めてこの場をお借りして感謝をしたいと思います。申し上げるまでもなく、教科書の採択権限は教育委員会にあり、同時に重い責任を負うものであります。</p>
			<p>前回も申し上げました三つの採択方針に沿って委員一人一人の理念と見識に基づき、本市の児童に最も適した教科書を採択するため、本日は全会一致を基本としながら、審議を尽くしてまいりたいと考えております。</p>
			<p>本日の会議の進め方について、私の方から二つほど案がありますので、提案させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
			<p>はい。</p>
			<p>一つは、例えば教育出版の教科書について、各委員が順に良い点と悪い点を発言し、その後議論していくという方法です。各委員の発言を基に、私が次に残すかどうかの意見を整理集約し、以下、光村図書、日本文教出版、学研教育みらいの順に繰り返し、4者から2・3者に絞っていきます。残った2・3者を全会一致で1者に決定するため、再度議論し、意見が整わない場合は、最終的には投票ということがあり得るかもしれません。</p>
			<p>もう一つの方法は、前回、8者から半分の4者に絞り込んだのと同様に、今回も4者から2者に絞り込むため、各委員から良いと思った発行者2者とその2者を選んだ理由について発言していただき、私が各委員の意見を整理集約し、残りの2者を各委員に諮っていく方法です。これも最終的には意見が整わなければ投票ということになりますが、投票を本日するかどうかについては、そのときに協議したいと思います。</p>
			<p>1者ずつ次に残すかどうか決めていく方法か、まず2者に絞り込む方法の二つですが、いずれにしても皆さんの意見を聞いて審議したいと思います。</p>
杉 教	山 育	委 長	<p>2者に絞り込んだ方が、その中でいろいろな話が出てきて、スムーズに決定できるのではないかと思います。</p>
			<p>杉山委員からこのような発言がありました、その方法でよろしいですか。</p>
			<p>はい。</p>
			<p>それでは、良いと思った発行者2者について各委員から発言していただき、残りの2者を諮っていく方法としたいと思います。それでは、良いと思った2者について、理由も併せて発言をお願いします。</p>
			<p>滝山委員からお願いします。</p>
滝 教	山 育	委 員	<p>低学年・中学年・高学年と読みましたが、低学年で良くても、高学年が今一つというものや、その逆もありました。教科書の大きさで見ると、1者が大きいです。教科書が大きければ文字も大きく見やすいですが、ほかの教科書の大きさとの兼ね合いもあるのかなと思いました。</p>
			<p>一つは学研教育みらいです。判型は大きいですが、文字も大きくて見やすいことと、旭川市を取り上げていました。低学年は文字が大きくて見やすいですし、高学年はいじめの話などが取り上げてあり、良いと思いました。5年生・6年生になれば世界的な話があるのも良いのではないかと思います。そういう意味で良く書かれていると思いました。</p>
			<p>もう一つは光村図書です。低学年から読んでいくと、長さもちょうど良いですし、内容も分かりやすいと思います。ただ、高学年になると物足りなさを感じる部分もあるのかなと思いました。</p>
			<p>自分の中で、内容やページ、長さを点数付けすると、この2者になりました。</p>

教 育 長  
近 藤 委 員

2者を選ぶとすると、学研教育みらいと光村図書です。

近藤委員、お願いします。

一つは学研教育みらいです。最初、低学年を読んだときには、文字が大きくて単語ごとにスペースがあり、読みにくいと感じましたが、読み進めるうちに気にならなくなりました。内容項目を示すマークが良いということなど、自分の中で良いと思った点が多かったです。6年生の教科書になると、各者の特徴が様々で、感動する話などいろいろな話もあって良いと思いました。

もう一つは日本文教出版です。ほかの発行者と重複した話もありますが、比べて見ると日本文教出版の方が良い話が多かったです。また、他の発行者と比べて、文字の大きさや行間が読みやすくて良かったです。

2者選ぶとすると、学研教育みらいと日本文教出版です。

教 育 長  
本 田 委 員

本田委員、お願いします。

結論から先に言うと、教育出版と日本文教出版です。

根底になる部分は、平成20年度に教科用図書検定調査審議会の中で取りまとめられた内容を踏まえ、文部科学省が出した「教科書の改善について」という通知です。その中に、一つ目は公正かつ適切な教科書採択の実施について、「教科書の採択にあたっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること」とあり、これは、正に私たちがやっていることです。二つ目に、教科書観の転換について、「質・量ともに充実した教科書とするための改善方策が提言されるとともに、「児童生徒は、教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない」とする、従来型の教科書観について、「個々の児童生徒の理解の程度に応じて指導を充実する」、「児童生徒が興味関心を持って読み進められる」、「児童生徒が家庭でも主体的に自学自習ができる」といった観点から、その考え方を転換していくことの必要性が指摘されており、このことを十分に理解し、適切に対応することが必要であること」とあります。このことを重視すると、読み物が数多く出ているから多過ぎるという理由にはなりません。それは個々の学校あるいは学級の状況や実態に応じ選ぶことだと思います。各学校の指導計画は各学校が示すべきもので、発行者がプログラムの一律の年間指導計画を出したものを活用することがないようにしなければならないという基本的な考え方が必要ではないかと思いました。加えて、教科書に載っている教材全てを取り組むのではなく、35時間の中では体験的な学習として一つの教材を2時間で扱う場合もあるので、35教材より少なくとも授業は可能であるということになります。各者とも教材は多いですが、教育出版と学研教育みらいが少なめなのは、この改善を意図しているのかなと思います、選びました。

次に、家庭との連携という点では、日本文教出版の分冊の中には「保護者記入欄」という記述欄があり、これは自学自習にも活用できるなど感じました。これを全て取り組むとなると加重的な負担がかかりますが、全部取り組まなくても良いとなっているので、保護者や子どもたちに対するガイダンスが必要ですが、日本文教出版は保護者との連携を図りやすいと思いました。

光村図書は選ばなかったのですが、内容がやや国語的だと感じました。読み物教材を45分の授業時間で読み取るだけで終わってしまう授業がこれまでの道徳だという指摘があったので、それを払拭するためには、あらすじは示されているくらいの方が、内容を読み取れるということだと思います。国語というのは、時間の中で話の筋を追って分析し、話を把握し、理解するという教科ですが、道徳はそうではなくて、その中に含まれている道徳的価値について子どもが自覚し、自分ならどうするというのを交流し合う学習ではないかと思います。

読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習をやめるのではなく、

低学年は正にこれをしなくてはならないので、その主人公になりきってお話をする道徳も認められています。しかし、今回、道徳が教科化するに当たり、問題解決的な学習を進めるのに適した教科書、道徳的行為に関する体験的な学習がしやすい教科書という2点の指摘があります。日本文教出版ははじめについて重きを置いて書いているようだけれども、正直に言えば、考え方の決意・方針が見えるなどと思いました。学び方や話合いの方法を教えないで話し合おうとしても、話合いが成立しないので、その参考となる役割演技や話合いについて、図解として出されていて、子どもが理解しやすい内容が盛り込まれているのが日本文教出版の教科書かなと思い、選んだところです。

光村図書は読み物としては評価できますが、それだけでは問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習が進みにくく、読み物で終わってしまうと、教科用図書検定調査審議会の報告とは相反すると思いました。学研教育みらいは大きくて見やすいなど、それぞれ良いところがありますが、旭川市の先生方が、どの教科書を使えば教科としての道徳を成立させることができるのかを考えたときに、私の中では日本文教出版か教育出版に落ち着きました。

杉山委員、お願いします。

仮決定した4者はいずれも基準には達していると思うのですが、今回、どの教科書を使った方が一番子どもたちの指導にぶれがないかどうかという前提で選んだときに、教育出版と光村図書の2者が一番良かったと思いました。

教育出版について、ボリュームは少なめですが、最低限の教材はカバーされていますし、負担感が少ないと感じました。そういった中で、学びが最も充実していますし、数多い発問で読みながら考えることができ、授業が進めやすい教科書だと思いました。デザインを見ると、読みやすいですし、特に6年生の教科書を見てみると、多くの偉人を紹介していて、子どもたちに高い志を持たせるということの大切さについて伝えているなどと思いました。ただ、欠点を挙げると、多くは出典が不明で、発展学習に結び付きにくいことですが、それは先生の指導でカバーできると思います。

光村図書の教科書は判型が小さく、その分文字も一番小さいのですが、デザイン的には優れており、出典も明記されている、参考図書も紹介されており、導入の部分はリード文で課題が設定され、「考えよう」の発問で深く学べ、「つなげよう」で発展学習につなげられるという内容が、教育出版と同じように授業が進めやすい教科書だと思いました。6年生の教科書は、本田委員もおっしゃったように、若干ボリュームも多く、読みこなすだけでも少し大変かとは思いましたが、内容的には身近な話題を取り上げており、手作り感があると感じました。

以上の2者が良いと思いました。日本文教出版は、最初に1年間の学習を展望できるような「道徳のとびら」や、「道徳の学び方」もありますし、導入もリード文で課題が設定され、最後に「考えてみよう」で発問されており、良い部分もありますが、発問自体が少ないです。教材に挟まれるような形で、時々「学習の手引き」というものがあり、これは非常に具体的で、実際にやってみるときには、やりやすさというのがありますが、全ての教材に付いているわけではありません。

学研教育みらいの教科書は、一番判型も大きいですし、読みやすい、イラストも優れているという感じもしましたし、良い話も実際に多いですが、ただ、一番最後の「考えよう」でされている発問自体が、1教材で大体二つくらいと少なかったです。特に1年生の「きんのおのぎんのおの」では、途中で話を切っており、これは何の話なのかが読んだだけでは分かりません。そういう意味では、教師に投げかけているような感じがしました。旭山動物園が取り上げられているのですとか、良い部分もありましたが、全体

教 育 長

的に日本文教出版と学研教育みらいについては、自学自習というのは難しいと感じました。また、学研教育みらいはほかの教科書と重なる教材が多いと思いました。

本田委員と杉山委員が4者についておっしゃったので、後ほど、滝山委員と近藤委員にも残りの2者についてお聞きします。

まず、私が選んだのは、迷うところですが、日本文教出版と光村図書です。

日本文教出版については、自ら考えたり対話をしたり演技をしながら子どもたちが取り組んでいく、その様子が分かる写真やイラストがたくさん出ており、子どもたちにとって、身近で実践的な内容になっていると思います。かなり工夫された教科書で、ただ単に読んで終わるのではなく、先生によっては、非常に有意義な奥の深い授業になる教材が多いのではないかと思います。本文の最初にあらすじが書いてあり、導入部の発問も示されているので、授業が進めやすいのではないかと思います。分冊の問題もあります。これも本冊の順番に沿って分冊が構成されており、分冊の中で発問が追加されているものもあるので、そういう意味では、自由な形でいろいろな授業の組立てができるのかなと思います。

光村図書は、読み物としては、国語科の教科書を作っているということもありますが、非常に面白く、地域素材として紹介されている北海道の写真4か所の中に旭川市の地域素材がない、身近な素材がないことは寂しいのですが、全体的に良くできているということもあり、選ばせていただきました。

迷っている学研教育みらいですが、確かに一つか二つくらいと発問が少ないということがあります。ある意味、児童が主体的に学べる余地を残しているということでもありますが、教育出版のように、発問が六つも七つもあると、かなり導かれる力が強くなるので、やはり発問には一定の節度があって、特に自分で考える、協議しながら答えを見付け出すという意味では、あまり発問に左右されるのはいかがなものかと思います。

最後に教育出版ですが、読み物としては非常に良い部分があるのですが、発問が多いので、多面的で多角的な見方を重視という視点では少し疑問があると感じています。

滝山委員と近藤委員についても、選ばなかった2者について理由を教えてください。

滝 山 委 員

教育出版は、最初は良いと思ったのですが、中には無血開城ですとか、歴史的なものを扱っており、それが本当に事実なのかということもありました。政治的なことと言うと、現役の政治家の写真が載っていますが、今は政治家でも4年後は違うかもしれないという意味では、普遍的な教科書の方が良いのではないかと思います。

日本文教出版は、分冊があります。他の教科に加えて家で復習や予習をするというのは無理ですから、学校の道徳の授業の中で完結するような、負担が少ないものが良いのではないかと思います。分冊を出して書きなさいというよりは、みんなで考えてその時間でそうだったねと確認できるような教科書が良いのではないかと思います。

教 育 長

近 藤 委 員

近藤委員はどうでしたか。

光村図書は、1年生・3年生を読んだときまではとても良かったのですが、6年生になったときに、読み物だなと思ってしまいました。一つの単元の文章が長くて、これを1時間でやるのは無理だとすると、何回に分けてやるのか、週に1回の授業でどこまでいけるのかと、後半を読んだ時に感じてしまい、道徳の教科書としてはどうなのかなと思いました。話自体はとても面白くて、多分、これを読んで楽しめる子は多いとは思いますが、6年生で一つの話がこの量だとあまりにも長過ぎるというのが一番のネックでした。あとはとても良かったので迷うところではあ

りました。

教育出版は、独自のお話があったりと、とても読みやすかったのですが、一つの学年に二つ三つ、自分の中で分からないところがありました。これは果たしてどういうことを言いたいのかなというのが、自分の中で答えが出ない部分がありました。教育出版の6年生のお話は、とても良いお話もあったのですが、全体的に見て疑問点が幾つあったかという基準で見たときに、この2者になりました。

教 育 長

教育出版が2人、光村図書が3人、日本文教出版が3人、学研教育みらいが2人という形になりましたので、もう少し協議をして進めていくことにしましょう。

皆さんの意見を聞いて、自由に協議をしたいと思います。

杉 山 委 員

先ほど、本田委員から日本文教出版の教材が多過ぎるということはチェックの対象にはならないという話がありました。先生や学校が、どの教材を勉強するのを選ぶからだと思いますが、滝山委員がおっしゃったように、分冊も含めてこんなにあったら子どもの負担感というのはとても大きいと思います。その辺をどう考えるのかということですね。

教 育 長

実は、日本文教出版の分冊というのは、単元の最後にある発問をそのまま書いているだけ、要するに、別の発問は多少あるのですが、あまり量が増えているということではありません。

本 田 委 員

北海道教育委員会の採択参考資料では、ページ数が多いように記載されていますが、これは分冊も含めたページ数になっているので、分冊を除くと、他の発行者とあまり変わりません。教材数も、小学校1年生で光村図書が43教材に対して、日本文教出版が44教材とさほど違いはありません。教材が少ないのは学研教育みらいと教育出版ですが、これは先ほど言ったように、多時間指導に耐え得るもので精選されているような気がします。ですが、学校の独自性、学級の状況に応じるためには、ある程度の分量がなければ選べません。これを教えなくてはならないでは、今までと大して変わらないと思うので、教科書観を変えるということ念頭に置いて、教科書観を変えた教科書はどれかという発想で選びました。採択理由は公になると思われるので、どこに根拠があるのかといわれたら、文部科学省ですと言いやすいという部分でもありました。

道徳の授業というのは、これまでの私の経験も含めて言うと、話し合いだけで済むものでは決してありません。書くという行為が、実は道徳性を自覚させるために有益であるというのは歴史的にも言われています。子どもは、鉛筆を持った瞬間に、自分のこととして考えるようになり、そうなったら道徳の授業は成立したのだという教えを受けて私は授業をやっていたので、書くという行為を除いてしまうと、単に過ぎ去ってしまう内容になってしまいます。ですから、分冊があるから良いのではなく、分冊がなくても、ワークシートはどの発行者を使っても作らざるを得ないのが実態です。子どものために、各担任が自己振り返りカードであったり、今日の勉強の足跡などを作っているという状況を考えると、負担感は逆に減るのかなと思います。全てを書くのではなく、この中のここを今日は書いてくださいという指導も分冊があれば可能だと思います。教材研究をする上で教師が悩ましいのは、ワークシートを作ることで、道徳だけではなく、ほとんどの教科で作るとなれば時間的に大変だと思ったので、分冊があると良いと思いました。今まで、分冊が付いた教科書はないので、ある意味新しい試みだと思いました。やはり書かせたいという思いがあり、書く行為をするときに、教科書に書くよりは分冊に書いた方が子どもは喜ぶのではないかという思いもありました。よく教科書に書き込みなさいということがありますが、子どもは案外教科書を大事にしているので、書きたがらないということもあります。教育出版の特質は、先ほど杉山委員も言われたように、実在する人物を教材にしているということです。最初にも言ったように、



		<p>国語で終わらせてはいけないというのがあって、なるべく、文章についてはあまり長くなく、そして読み込まないと分からない文ではない方が良く、はっきり言えば、あらずじは他人が教えても良いと思うので、価値はどこにあるかという発問から見たときに良い教科書はどれかと考えたところです。</p> <p>北海道教育委員会が出している資料を見ると、日本文教出版も教材数が多いのですが、一番多いのは、50を超える学年もある光村図書でした。少ないのは学研教育みらいと教育出版でしたが、授業の中に体験活動をどれぐらい仕組めるかどうかという部分もあります。</p> <p>地域素材については、採択の理由にはならないとは思いますが、確かに必要だと思います。ただ、地域素材は各学校において開発や活用が可能なので、決定打にはなりません、旭川市の教材がないのは寂しいです。</p>
教 育 長	滝 山 委 員	<p>当初の予定では、2者に絞り込むということでしたが、どうしますか。</p> <p>道徳は、国語や理科、算数のように覚えて次に応用していくという教科ではなかったですし、教科化してもその形は今までとは変わらないですよ。本田委員は書くことが一番授業効果が上がると言っていたので、それであれば、分冊がある方が良くないかなとも思うし、ただ、読んでいて物語として感動するようなどころがあるというのも、子どもたちには良いのかなという気がします。</p>
近 藤 委 員	教 育 長	<p>お話はとても良いですよ。</p> <p>光村図書は私も読み物としてはとても良いと思うのですが、新学習指導要領にあるように、主体的に考えて、他者と協働しながら新しい価値を創造する力というところからすると、日本文教出版の方が工夫されているのかなと思います。</p>
滝 山 委 員	近 藤 委 員	<p>家で読むとなると、子どもの負担になるので、授業の中で解決すると考えると、少し長過ぎますね。</p> <p>それを考えると、6年生の教材の長さはネックだなと思います。</p> <p>1年生は、見やすいですし、結構短くて、教材も数多く入っているので、バラエティに富んでいるように思います。</p>
本 田 委 員	滝 山 委 員	<p>どなたかが言われたとおり、基準を満たしているので、どれがと言われると難しいです。これ以上言っていくと、個人の主観になってしまうので、子どもが授業を受けるのにどれが良いかという考えで選ばないといけません。</p>
滝 山 委 員	本 田 委 員	<p>道徳の時間を好きになってもらいたいですね。</p> <p>そのとおりです。</p>
近 藤 委 員	滝 山 委 員	<p>個人的主観になりますが、教育出版と日本文教出版で、同じi P S細胞をつくり出した山中先生のお話が載っているのですが、科学者として子どもに読んでほしいのは日本文教出版の内容です。</p> <p>教育出版は、単元の最初にこの単元で考えてほしいことについて書かれています。ほかの発行者とは違い単元の最初に書いてあるということは、良いことなのか、それとも駄目なことなのでしょうか。</p>
本 田 委 員	近 藤 委 員	<p>正にその時間で子どもが主体的に自覚し、自分や人と会話していく中で気付く道徳的価値が書かれています。あらずじが書いてある発行者はありますが、ここまでめあてを出してしまうと、答えが分かってしまう気がします。これは決して教育出版が駄目だということではなく、そういうねらいで書いているのだと思いますが、逆に思考が止まる可能性がないわけではないと思います。</p>
教 育 長	本 田 委 員	<p>学研教育みらいの教科書は、多くの教材であらずじやめあてが書かれていません。そういう意味では、子どもたちにヒントを与えていないということにもなります。</p>
本 田 委 員	教 育 長	<p>指導者がこの読み物を読んで、違う道徳的価値の授業をされても困るので、あらずじは書いておいてほしいと思います。</p>

教 本	育 田	長 員	<p>全然違う内容になったら困りますね。</p> <p>発行者がここに入れたのはこのねらいであると思うので、あらすじはきちんと書いておいてほしいと思います。そこまで追っていくと国語科になってしまいます。問題は、自分が今後どうしたいとかできるとか、できなかった自分との葛藤が必要で、今回は更に自分だけではなく、周りとの対話がないといけません。しかし、最初に言ったように、対話のやり方を教えずに対話をしてくださいといってもできないので、その方法を示している教科書は案外優れているのではないかと思います。</p>
杉 本 近	山 田 藤	委 員 員 員	<p>そういう意味では、日本文教出版が一番優れているという感じがします。読み物として良いという意味では、光村図書は確かに良いです。</p> <p>読んでいて目頭が熱くなるものもありますし、読んでほしい教科書ではありません。</p>
教 本	育 田	長 員	<p>そういう意味では、学研教育みらいも感動する話がありました。</p> <p>決め手ではないですが、学研教育みらいの教科書が大きいというのは、装丁を理由にしてはいけなくなっていますが、厳しい部分もあります。ほかの教科書との不釣合いが気になります。</p> <p>後は改作の是非です。話の途中で切ってしまうのはどうなのかということです。</p>
杉	山	委 員	<p>教育出版は、確かにとても読みやすいですが、「学びの手引き」の中の発問が多過ぎるのではないかと思います。</p>
教 杉	育 山	長 員	<p>少し多いですね。</p> <p>それから、気持ちを問われても答えづらいというものも確かにありました。</p>
教 杉 教	育 山 育	長 員 長	<p>ここまで質問があると、ある程度答えが決まってきてしまいます。</p> <p>確かに、方向付けしているような感じがします。</p> <p>皆さんから一通り御意見を伺いましたが、ここで考えが変わった方はいらっしゃいますか。</p>
杉	山	委 員	<p>日本文教出版を推薦します。一つは、「学習の手引き」の部分がとても良いです。全ての単元に付いているわけではなくたまに入っているのですけれども、その単元の中で実際に授業を進めていくとき、それから子どもたちが両親と話し合う、その方法が一番懇切丁寧に書かれているということで、分かりやすいという意味では、授業が進めやすく、教科書としてのまとまりも悪くないと思いますので、教育出版から日本文教出版に訂正します。</p>
教 滝	育 山	長 員	<p>他にありますか。</p> <p>光村図書が、読み物としても良いとしていたのですが、国語との違いということから見れば、日本文教出版は最初に簡単ではありますがあらすじを書いています。また、分冊があることによって予習・復習が増えるのであればどうなのかなと思ったのですが、分冊がなくても必ずワークシートを作って授業に臨むという話を聞いたので、最初からある方が良いのではないかと思います。最初は学研教育みらいと光村図書にしていたのですが、日本文教出版と学研教育みらいに変更します。</p>
教 各 教	育 育	長 員 長	<p>他にありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>滝山委員が日本文教出版と学研教育みらい、近藤委員が学研教育みらいと日本文教出版、本田委員が教育出版と日本文教出版、杉山委員が日本文教出版と光村図書、私が、日本文教出版と光村図書ということで、日本文教出版は残すということになります。もう一つは、光村図書と学研教育みらいのどちらを残すかということになりますが、どうでしょうか。</p>
杉	山	委 員	<p>全員が日本文教出版を推薦しているのであれば、日本文教出版が良いのではないですか。</p>
教 育	育	長	<p>そのような意見が杉山委員からありましたが、いかがですか。</p>

滝 教 近 教 本	山 委 員 育 長 藤 委 員 育 長 田 委 員	<p>良いと思います。 近藤委員どうですか。 良いと思います。 本田委員どうですか。</p>
教	育 長	<p>変わりはなく、日本文教出版あるいは教育出版が良いと思います。教育出版について、実在する人物を扱ったということは、一つの視点だと思われ れます。学ぶべき視点として、人の良さは残していくのが良いと思うので、 今後教科書を改訂するときにも、人を載せているというのを残していただき たいです。</p>
各 教	委 員 育 長	<p>私も光村図書と日本文教出版を推薦させていただきましたが、やはり新 しい学習指導要領に向けて、いろいろなチャレンジや工夫をしている、そ ういう部分が見受けられますし、「特別の教科 道徳」という新しい教科 としては日本文教出版ということで良いのではないかと思います。 それでは、道徳の教科書は、全員が良いとの意見である日本文教出版の 教科書に決定するというところで御異議ありませんか。</p>
田上学校教育部次長		<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、全会一致で道徳の教科書は日本文教出版に決定 いたします。 次に、議案第3号「平成30年度に使用する旭川市立小中学校用教科用 図書の採択について」、説明願います。</p>
田上学校教育部次長		<p>教科用図書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関す る法律第21条の規定により、教育委員会会議で審議し決定していただ いており、小中学校で使用する教科用図書のうち、文部科学省検定済教科書 については、法令で、原則4年、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を 採択するものとされておりますが、本市では、4年間使用する教科用図書 として採択を行い、同一の教科用図書を採択する際には、教育委員会会議 に議案を提出してこなかったところです。</p>
田上学校教育部次長		<p>また、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、これま で、検定済教科書の下学年用及び同一内容の拡大教科書、特別支援学校知 的障害者用文部科学省著作教科書は毎年度の変更がないこと、また、一般 図書は、北海道教育委員会が採択する「小学部及び中学部を置く道立特別 支援学校用一般図書一覧」に掲載されている一般図書を採択することによ り、複数年度使用する教科用図書として採択することができるものと判断 し、小中学校の教科用図書の採択替え年度のみ議案を提出してきたところ です。</p>
田上学校教育部次長		<p>しかしながら、今年度、関係する法令や通知等について改めて北海道教 育委員会に確認し、毎年度、採択手続をするよう指導があったこと、また、 一般図書については毎年度掲載図書が変わることから、義務教育諸学校の 教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づき学校教育法附則第9 条に規定する教科用図書を採択する場合及び同法第14条に定めるところ により同一の教科用図書を採択する場合についても、毎年度、議案を提出 することに本年度から改め、御審議いただくこととしました。</p>
田上学校教育部次長		<p>議案書別紙の「1 平成30年度に使用する教科用図書」を御覧ください。</p>
田上学校教育部次長		<p>本年度新たに採択する小学校用「特別の教科 道徳」以外の教科の検定 済教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法 律施行令及び同法施行規則に、採択した教科用図書の発行が行われな いこととなった場合などは新たに採択できるとの採択の特例が示されて おりますが、本年度は、そのような事例に該当しないため、小学校用教科 用図書は平成26年度に、中学校用教科用図書は平成27年度に採択替え を行った、現在使用している教科用図書と同一のものを採択すること について、御審議いただきます。</p>

教	育	長	次に、議案書別紙の「平成30年度に使用する教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書」につきましては、特別支援学級において、採択した小中学校用教科用図書を使用することが適当でない場合、児童生徒一人一人の障害の種類・程度や能力等に応じた内容のものを教科用図書として使用することができるように、(1)検定済教科書の下学年用及び同一内容の拡大教科書、(2)特別支援学校知的障害者用文部科学省著作教科書、(3)北海道教育委員会が採択する「小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用一般図書一覧」に掲載されている一般図書を採択することについて御審議いただきます。
各	委	員	議案第3号「平成30年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、御意見、御質問等はありませんか。
教	育	長	ありません。
各	委	員	それでは、議案第3号「平成30年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
教	育	長	異議ありません。
教	育	長	「異議なし。」と認め、議案第3号「平成30年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」は、原案どおり決定します。
教	務	員	《 そ の 他 》
各	局	員	他に、何かありますか。
事	職	長	ありません。
教	育	長	ありません。
教	育	長	それでは、以上で平成29年8月定例教育委員会会議を終了いたします。
教	育	長	《 閉 会 》